

静岡市議会史

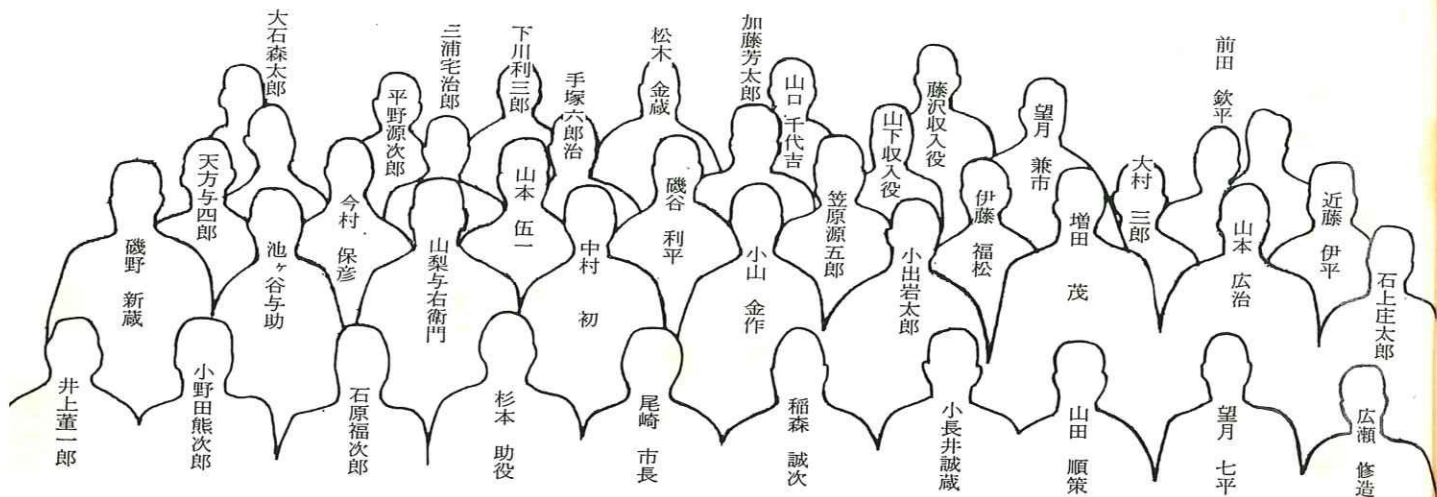
自

昭和十四年四月
昭和四十六年五月

出典：静岡市議会史より
無断転載禁止



昭和12年 当選議員



県は幾多の英霊をまつる護国神社の神域拡張と戦役記念館を建設のため、一般より三十万円余の寄付を募集中であったが、現在の神域は市街地の中央にあって尊厳な神域には不適當であるとの声が各方面にあって注目されていた。このことについて大石議員から質問があったのである。その後、十一月十六日の市会協議会の折にも協議が重ねられ、十一月二十八日の護国神社移転実行委員会で関係各方面に意見書を提出することとなった。県町村長会も各郡町村長会議を聞き、各郡の総意として、護国神社は聖地として神厳な地域に移転拡張すべしと方針を決定し、町村長会が拡張費としての寄付募集もこれを条件とする旨を県に通達した。県会は、質問には出さないという口約があったが、十二月五日、大塚・金子・加藤・三上の政民両党代表議員は、県会開会中に小浜知事に面接して同問題をたゞした。同知事は、県の神社拡張計画は戦役記念館の設置もあり、本省に物資配給を受けた際、了解を得てゐるので、なるべくなら現在の場所で行い度いとの説明があったが、しかし、県会の総意ならば考慮する旨約束した。奉賛会関係者は護国神社移転に関して、十二月十二日、軍部・県・市・町村長会の関係者と会合し、協議の結果、崇厳な地を選んで移転することに意見が一致し、直ちに委員をあげて候補地を踏査することとなった。その委員は芦塚連隊区司令官、山内県総務部長、山口村長会長、稲森静岡市長、山田清水市長、鈴木県会議長の六氏であった。かくして移転問題は軌道に乗って実現されることとなった。

静岡市立第一中学校創設

日程前の質問が終つて日程に入り、市立中学校創設に関する議第八十二号から第八十六号までを一括上程。稲森市長から「只今御上程ニナリマシタ案件ハ総テ今回目論ンデ居リマスルトコロノ中学校設置ニ関スル種々ナル問題ガアルノデアリマス。此ノ市立中学校設立ニ関シテハ静岡市民ト致シマシテ永イ間ノ切望デゴザイマシテ、実ハ此ノ市制五十周年ノ記念事業トシテヤルト云フ希望ガ市当局ニ於キマシテモ、市民ノ間ニ於キマシテモ濃厚ニアッタノデアリ

マス。併シ乍ラ之ハ丁度事変ニ際シマシテ起債ガ許可ニナラヌト云フノ障害トナリマシテ、本年ハ直ニ之ニ着手スルコトガ出来ナカッタノデゴザイマス。然ルニ具ニ現代ノ事情ヲ考ヘテ見マスルト、静岡ニ今アルノハ、中学校一ツト云フ具合デ、二十万人ヲ超過スル都市ノ教育施設ト致シマシテハ極メテ微々タルモノデアリマシテ、永イ間之ヲ遺憾トシテ居ッタデアリマスル關係上、色々ノ方面ニ研究ヲ重ネタ結果、或ル部分ヲ市民ノ好意的寄付ニ求めントシテ、議員諸君其他トモ相談ヲ継続致シマシテ今日ニ及ンダノデゴザイマス。之ガ設置サレマシタ委員諸君ノ少カラザル努力ト、市民——一般市民諸君ノ之ニ対スル御理解トニ依リマシテ、寄付金モ順調ニ進ンデ居リマシテ、或ハ予定ヨリモ超過スルヤウナ状態ニマデ漕付ケルノデハナイカト云フ事情ガハッキリト判ツテ来タノデアリマス。茲ニ於キマシテ委員諸君ト協議ヲ重ネマシテ、茲ニ具体案ヲ作成致シマシテ先ヅ之ヲ市会ニ於テ協賛ヲ仰ギ、サウシテ其ノ筋ニ認可ノ手続ヲ執リタイ考ヘヲ以テ本日此ノ提案ヲ見タヤウナ次第デアリマス。時恰モ人材ヲ要求スル時代ニ到達シテ居リマスル極メテ重要ナル時機ニ於テ、教育施設ノ貧弱ナル点ニ於キマシテ一般市民ガ之ヲ痛感シテ居ルノデアリマスカラシテ、来年度、即チ十五年度ニ於キマシテ之ヲ開校シタイト考ヘル次第デアリマス。」と説明があつた。つゞいて萩原庶務課長から「議第八十四号ハ先程協議会ニ於キマシテ御説明致シマシタ如ク市立中学校ノ設置ヲ以下申上ゲル要旨ニ依リ御決定ヲお願い致シタイト存ジマス。設置ノ場所ハ静岡市千代田地内、生徒ノ定員八十名、開校ノ予定ハ十五年四月、授業料ハ一人一ヶ月五円、考査料ハ一人三円ト云フコトニ致シマシテ市立中学校ヲ設立致シタイトデアリマス、只之等ノコトニ就キマシテハ夫々大臣、知事ノ認可申請等ノ手続ヲセネバナリマセヌガ其ノ場合今申上ゲマシタヤウナ事項ニ変更ヲ要スル際ニ於テハ其ノ点ハ参事会ノ決議ニ依リ変更スルト云フコトニ御決定願ツテ置キタイト思フノデアリマス。ソレカラ議第八十五号、之ハ中学校ノ校名ヲ定メル案デアリマス。静岡市立第一中学校ト御決定願ヒタイト云フノデアリマス。次ニ、戻リマシテ議第八十三号ヲ御覧願ヒタウゴザイマス。市立中学校ノ營繕費ノ継続年期及支出ノ方法デゴザイマス。先程市長サンカラオ話ガアリマシタルヤウニ総額三十九万五千円

ヲ以チマシテ昭和十四年度——本年度カラ十七年度ニワタル四ヶ年間ノ継続費ト致シマシテ建設ノ事業ヲ完了致シタイト思フノデアリマス。此ノ財源ニ就キマシテハ二十万円ヲ寄付金ニ仰ギ其ノ他ヲ市費ノ繰入ト致シタイト思フノデアリマス。内容ハ議案ニ依リ御覽ヲ願ヒタイト思ヒマス。……」と説明があつた。

これより先、四月六日の静岡市学務委員会の席上で稲森市長は、「最近中学校の入学難は非常なもので、しかも全国の都市をみても、静岡市ほど中学の少いところはない。そこで市制五十周年記念事業として、市で中学校をつくりたいのはもちろんであるが、起債関係などで市として到底でき難いことだから、この際財団法人組織か何らかによつて、是非とも私立の中学を設置したい。」と提案があつた。これに対して委員の間で意見交換があつた末、満場の賛成があつたので、更に市会協議会にはかつて決定した上で市内の有力者に呼びかけ、商工会議所方面の援助をも仰いで実現に努力することとなつた。六月三日の市会協議会で、中学校建設問題調査委員会を設けて根本方針を研究することになり、手塚六郎治他十三名の議員が委員に選ばれた。六月八日に学務協議会が開かれて、調査委員並びに市長、助役、教育課長が出席して協議の結果、建設主体を市立に、建設費を総額三十万円、内半額を市費、半額を一般寄付に充当すること、また、商工会議所の協力を求め、本建設委員に同会議所議員数名の参加方を要請することなどを決定。これによつて、市会側から九名、商工会議所側から七名の委員による市立中学校創立委員会が結成され、具体的な方策が計画されていった。特に十五万円の寄付金募集については、有力者の寄付にまつか、或は戸数割を標準として一般中産階級以上の寄付によるかなど募集方法が問題であつた。市会議員の側においても、七月二十八日には市会各派代表者会を開き、小山・増井議員らから募金問題の中間報告を聞き、手塚議長が、この際議員も之に協力し、市会として相当額の寄付金をまとめたい旨を諮つた処、各代表者は之を了承し、後日、各議員歳費一年分を寄付することを決定した。八月十五日の創立委員会では、同日までの篤志寄付募集の中間報告があつて、合計十三万一千五百円に達した旨の報告があつた。

本件については既に各議員も充分に了解していたことであつたので、水谷・中村両議員の賛成演説があつて、異議

なく、読会を省略して原案を可決した。(昭和十四年十一月二十五日に文部省の認可があつて、十五年四月一日に開校した。)

静岡市と東京電力株式会社の紛争

九月五日午後一時三十五分開会された市会協議会において、市長から、従来東電との契約によって安い電力を二千キロだけ買っていたが、不足になってきたので、以前から東電に増加の話をしてきた。東電では、静岡市へ二千キロ以上を供給するには、二銭六厘、安くても二銭五厘以下にはできないということであつたから、東電への話を打切つて富士電力に話したところ、一銭七厘ということでは話が成立したから、富士電力から増加分を買うことにしたいと発言があり、続いて中川電気部長から補足的な説明があつた。しかし東電との間には、昭和七年五月二十一日の協定書に「静岡市ハ契約存続期間中ハ常時電力又ハ不定時電力ヲ問ハズ東電以外ヨリ電力ヲ購入セザルコト、但シ料金不調ノ場合ハ此ノ限りニ在ラズ」とあり、同二十八日の覚書に、但書にある不調和の場合には「電気事業法ニ拠ル主務大臣ノ裁定ニ俟ツモノトス」と加えられていた。(この協定書及び覚書の文についての市と東電の解釈の相異が紛争の因となつた。)当局の説明に対して、中村議員外数名の議員から、東電との関係悪化を考慮して質問があつたが、市長及び中川部長から、充分研究してあるから心配はないと確信をもつた答弁があつた。山田議員から、政府は十月一日から全国的に電力統制を行なつて可能の限り電力節約を断行するという。此の際、東電は一キロ二銭五厘、富士電は一銭七厘というこの現実を捉えて早く決定しておけば、富士電から二千五百キロの供給を受けているという既成事実、政府としては当然認めざるを得なくなる。ここで一、二時間論議をつづけてもつきないが、静岡市の消費電力量が増してくる状況から考えれば、富士電と契約することが静岡市産業の将来を考えれば当然と考える。また、二銭五厘と一銭七厘の差八厘は年々十万円以上の利益になる、と云う内容の発言があつた。三浦、小長井、磯野各議員から賛成意見があり、最後に市長は「……要スルニ今ハ急速ニヤラナケレバナライ事情ガアル……御賛成願イタイト思フ」と賛成を求めた。これに対して異議はなかつた。